給与支払者　様

四国中央市　税務課

令和９年分以降の給与支払報告書及び給与所得の源泉徴収票の配布終了について（事前のご案内）

これまで給与支払報告書及び給与所得の源泉徴収票については、複写で同時に作成できるよう、高松国税局から提供を受けた様式を配布しておりました。

しかしながら、eLTAX による電子での提出が普及していること及び令和９年１月１日以降に給与支払報告書を市町村長に提出した場合には、税務署への提出が不要となることから、**令和９年度以降は**高松国税局からの様式の提供が廃止されることに伴い、**窓口での配布も終了となります**。

手書きによる用紙が必要な方は、国税庁ホームページからダウンロードをお願いいたします。

書面で作成・提出する場合はこちら

市町村に提出する「給与支払報告書（個人別明細書）」と受給者へ交付する「給与所得の源泉徴収票」を同時に作成・出力できるファイルをリンク先に掲載しています。

ファイル名：【入力用】給与支払報告書・給与所得の源泉徴収票（受給者交付用）

手書き用の用紙が必要な場合も、こちらのリンク先から出力することができます。（複写式ではありません。）

国税庁ホームページ

https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hotei/23100051.htm

ｅＬＴＡＸのご利用方法はこちら

eLTAX

https://www.eltax.lta.go.jp



令和９年１月以降、“ｅＬＴＡＸ”で「給与支払報告書（個人別明細書）」を市町村に提出すると、提出先の市町村に自動で振り分けられるほか、「給与所得の源泉徴収票」の情報が各従業員のマイナポータルに連携されるので、従業員の方もスムーズに確定申告ができます。

給与以外の法定調書の作成・提出はe-Taxを是非ご利用ください

e-Tax（WEB版）

https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftweb/e-taxsoftweb.htm